

平成27年度「規制緩和要望」について

〔平成27年10月21日〕
一般社団法人 第二地方銀行協会

当協会は、平成27年度「規制緩和要望」として、地域活性化、地方創生等に関する要望を別添のとおり取りまとめ、内閣府（規制改革ホットライン）に提出いたしました。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

金融情報室：佐藤、大持

Tel:03-3262-2342・2543

一般社団法人 第二地方銀行協会 平成27年度「規制緩和要望」

○ 継続要望

1. 銀行による議決権保有の上限（5%ルール）の緩和

- 事業承継に寄与する対策として、企業が自己株式を取得し5%ルールに抵触する場合など、銀行の保有株式数が増加しない場合については、非上場の中小企業に対する銀行の議決権保有規制を緩和する。

2. 銀行の保険窓販に係る融資先販売規制の廃止

- 顧客利便性の向上のため、銀行の融資先に対する保険窓販を全面的に解禁する。

3. 社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きの簡素化

- 社会福祉法人の利便性向上のため、当該法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きを届出等で済むよう簡素化する。

4. 「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外

- 顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外とする。

5. 動産譲渡登記等を取り扱う登記所の複数化

- ABL制度の一層の普及を図るため、動産譲渡登記等を取り扱う登記所（現在、東京法務局のみ）を複数化する。

6. 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化

- 事務負担軽減等の観点から、2種類の基準による不良債権開示の一元化を図る。

7. 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外

- 顧客利便性の向上のため、生命保険募集人である企業の役職員、および当該企業と密接な関係を有する法人の役職員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外する。

○ 新規要望

1. 動産・債権譲渡登記制度の整備（変更・更正・付記登記について追加）

- ABL制度の一層の普及を図るため、動産・債権譲渡登記制度において、変更・更正・付記登記を可能とするよう制度を改正する。

2. 不動産リース業務に対する規制緩和

- 地方創生に寄与するワンストップのサービス提供のため、銀行のリース子会社に対し、不動産向けオペレーティング・リース業務を解禁する。

3. 不動産業務に対する規制緩和

- 地域の不動産情報が集中しやすい銀行の不動産仲介業務を解禁するとともに、空き家対策や中心街の空洞化対策等の地方創生のため、銀行所有の余剰不動産の賃貸規制の緩和を図る。

4. 地域経済活性化支援機構の業務終了期限の延長

- 地方創生のために地域金融機関との連携が必要な当機構の業務終了期限（現行：平成35年3月）を延長する。

以 上